

# 伊勢市公報

第 422 号  
令和5年6月5日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>教育委員会規則</b>	
○ 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	4
○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示事項の変更について	6
○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示事項の変更について	7
○ 指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定並びに指定避難所の指定の取消しについて	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	17
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部改正について	18
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	22
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	23
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	24
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	25
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	26
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	27
<b>正 誤</b>	28

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月29日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

## 伊勢市教育委員会規則第7号

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則  
外国語指導助手の勤務条件等に関する規則（平成17年教育委員会規則第  
1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第11号中「7月」を「6月」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 114 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 4 月 27 日 午前 9 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	9 台
〃	令和 5 年 4 月 27 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	4 台
〃	〃	明野駅南駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	3 台
計			16 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

#### 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

#### 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 115 号

平成 28 年 3 月 30 日伊勢市告示第 38 号(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について)の一部を次のように変更します。

令和 5 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則の表 107 の項中「伊勢市立二見浦小学校校舎」を「旧伊勢市立二見浦小学校校舎」に改め、同表 108 の項中「伊勢市立二見浦小学校屋内運動場」を「旧伊勢市立二見浦小学校屋内運動場」に改め、同表 109 の項中「伊勢市立二見中学校校舎」を「旧伊勢市立二見中学校校舎」に改め、同表 110 の項中「伊勢市立二見中学校屋内運動場」を「旧伊勢市立二見中学校屋内運動場」に改め、同表 127 の項及び 132 の項中「一」を「○」に改める。

伊勢市告示第 116 号

令和 4 年 11 月 4 日伊勢市告示第 164 号(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について)の一部を次のように変更します。

令和 5 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則の表中 26 の項を削り、27 の項を 26 の項とする。

伊勢市告示第 117 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項及び第 49 条の 7 第 1 項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、及び同法第 49 条の 7 第 2 項において準用する同法第 49 条の 6 第 1 項の規定により指定避難所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 4 第 3 項の規定並びに同法第 49 条の 7 第 2 項において準用する同法第 49 条の 4 第 3 項及び第 49 条の 6 第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定した指定緊急避難場所及び指定避難所

	所在地	名称	指定緊急避難場所		指定避難所		安全度 ランク
			津波 以外	津波	指定一 般避難 所	指定福 祉避難 所	
1	二見町光の 街 907 番地 7	伊勢市立二見 浦小学校・伊勢 市立二見中学 校校舎	○	○	—	—	☆☆☆
2	二見町光の 街 907 番地 7	伊勢市立二見 浦小学校・伊勢 市立二見浦中	○	○	○	—	☆☆☆



		学校屋内運動 場					
3	小俣町本町 341番地 104	特別養護老人 ホーム雅之園	—	—	—	○	—
4	黒瀬町516 番地12	伊勢市重度身 体障害者デイ サービスセン ターくじら	—	—	—	○	—
5	二見町三津 1201番地 68	特別養護老人 ホームふたみ 苑	—	—	—	○	—

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

## 2 指定を取り消した指定避難所

所在地	名称	指定緊急 避難場所		指定避難所		安全度 ランク
		津波 以外	津波	指定一 般避難 所	指定福 祉避難 所	

吹上2丁目5 番11号	伊勢シティホ テルアネック ス	—	—	—	○	—
----------------	-----------------------	---	---	---	---	---

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

伊勢市告示第 118 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
宮川町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和 5 年 5 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 山 寄 堯 己

伊勢市宮川 2 丁目 6 番 38 号

変更後 大 西 明 雄

伊勢市宮川 1 丁目 10 番 16 号

伊勢市告示第 119 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
中須自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 5 年 5 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	山 本 卓
	伊勢市中須町 1671 番地 1
変更後	太 田 浩 司
	伊勢市中須町 1535 番地

伊勢市告示第 120 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
宮町自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 5 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	島	紀	生
	伊勢市宮町 2 丁目 4 番 5 号		
変更後	中	森	上
	伊勢市宮町 1 丁目 14 番 19 号		

伊勢市告示第 121 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、横輪町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 悦 夫
	伊勢市横輪町 785 番地
変更後	上 田 義 光
	伊勢市横輪町 359 番地

伊勢市告示第 122 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 宗 人

伊勢市西豊浜町 5408 番地

変更後 中 西 正 義

伊勢市西豊浜町 4759 番地 7

伊勢市告示第 123 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 北 村 博

伊勢市東大淀町 316 番地

変更後 高 尾 真 人

伊勢市東大淀町 153 番地 15



## 伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和5年5月31日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

### 記

- 1 日 時 令和5年6月8日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第29号 令和5年度教育関係補正予算（第4号）について
  - 議案第30号 令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について
  - 議案第31号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について
  - 議案第32号 図書館協議会委員の任命について
  - 議案第33号 伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について
  - 議案第34号 伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 5 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場に関する  
規程の一部を改正する告示

伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場に関する規程  
(平成 17 年伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号) の一部を次のように改正  
する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

5	3	1	2
6	4	1	2

伊勢市 選挙ポスター掲示場  
伊勢市選挙管理委員会

注意

一 ポスターは、指定された区画に貼ってください。

二 この掲示場は、伊勢市 選挙候補者以外の方は使用できません。

三 掲示場を壊したり、ポスターを破つたりすると罰せられます。

投票日 年 月 日 ( )

備考

- 1 候補者1人がポスターを掲示できる区画は、区画線の内側において縦横それぞれ42センチメートルとする。
- 2 掲示板の余白に選挙の啓発のための文字等を記載することができる。
- 3 投票日については、特段の事情がない限り、表示するよう努めること。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

伊勢市農業委員会告示第7号

伊勢市農業委員会第23回定期総会を次のとおり招集します。

令和5年5月23日

伊勢市農業委員会  
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和5年5月25日（水）14時
- 2 招集の場所 伊勢市立御菌公民館 2階講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 令和4年度伊勢市農業委員会事業報告について
  - 議案第2号 令和5年度伊勢市農業委員会事業計画（案）について

## 伊勢市上下水道事業告示第 13 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 5 年 5 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 5 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和 5 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
勢田町、藤里町、神久 6 丁目、辻久留 2 丁目及び辻久留 3 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 5 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
409	株式会社 アクアテ クノス	愛知県名古屋市西 区野南町 57 番地	令和 5 年 3 月 31 日	令和 10 年 3 月 31 日



伊勢市上下水道事業告示第 15 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 5 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
410	株式会社 ジェイエ イサービ ス伊勢	度会郡玉城町佐田 130 番地	令和 5 年 3 月 28 日	令和 10 年 3 月 28 日

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 5 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
411	株式会社 イーライ フグループ	東京都渋谷区南平 台町 15 番地 15 号	令和 5 年 4 月 18 日	令和 10 年 4 月 18 日

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 5 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
412	C O N ・ E Q U	鈴鹿市和泉町 60 番 地の 1	令和 5 年 5 月 19 日	令和 10 年 5 月 19 日

## 正 誤

令和 5 年 3 月 31 日公布伊勢市条例第 23 号伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例は、同年 4 月 28 日地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の公布により

行	誤	正
18～19	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号）

となりました。